

新型コロナウイルス感染防止対策に見る学校教育における影響の考察

Consideration of the Impact on School Education of COVID-19 Infection Prevention Measures

鎌倉 博 *KAMAKURA Hiroshi*
(人間発達学部)

1. 新型コロナウイルス国内感染拡大の中での付属クリエ幼稚園

「新型コロナウイルス (COVID-19)」（以下新型コロナ）が拡散し始めて、世界的な脅威となりつつあることが連日報道されるようになったのは、2020（令和2）年（以下省略）明けからである¹⁾。日本国内における新型コロナ感染は、当初、特定地域からの海外帰国者または海外クルーズを目的として横浜に寄港していた船内に限定されていた²⁾。ところが、徐々に国内各地で感染者が現れ始めた³⁾。

当時、園長の立場にあった本学附属クリエ幼稚園（以下クリエ幼稚園）では、1月末にはすでに新型コロナについて警戒感をもち始めていた。ウイルス対策一般として効果的とされている、手洗い・うがい・換気の徹底をはかることとともに、園入口にアルコール消毒液を置く、マスク着用を促す、保護者に園全体の欠席状況を伝えるようにした⁴⁾。

しかし、国内での感染が明らかな拡大状況を示し、死者が出るなどの脅威が刻々と報道される状況となっていった⁵⁾。手元に残してある資料では、2月20日⁶⁾以降、愛知県私立幼稚園担当部局経由で、文部科学省、厚生労働省、内閣府からの通知が連日のようにメール送付されてきた。新型コロナとはどのようなものか、それに対する感染防止対策としてどのような手立てがあるのかなどの情報も刻々と入るようになってきた。

そうした中で、2月21日、北海道では10歳未満の小学生及び埼玉県では未就学児への

- 1) 2020年（以下省略）1月6日厚生労働省発表「中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について」
- 2) 1月16日厚生労働省発表「新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について（1例目）」、2月5日同「横浜港に寄港したクルーズ船内で確認された新型コロナウイルス感染症について」
- 3) 1月28日厚生労働省発表「新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について（6例目）」以降、徐々に日本各地で感染者が出たとの報道がされていく。
- 4) 1月31日クリエ幼稚園保護者向け通知「「新型コロナウイルス」についての対策」
- 5) 1月29日厚生労働省発表「新型コロナウイルスに関連した患者（8例目）」までは、「国民へのメッセージ」の文面は「我が国において、現在、流行が認められている状況ではありません。」だったが、翌30日同発表「同（9例目）及び無症状病原体保有者（*）の発生について」では、「我が国において、現在、ヒトからヒトへの感染が認められましたが、現時点では広く流行が認められている状況ではありません。」と変わった。しかし、2月16日発表からは、「広く流行が認められている状況ではありません。」のメッセージ文が削除された。この時点では感染者は「47例目」であった。
- 6) 2月20日、愛知県福祉局子育て支援課長より、「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」との鏡文をつけて、同18日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課発出の同名通知、正し通知先頭に【重要】として太字された文章がついたものが添付されて、クリエ幼稚園にも送付されてきた。

感染が確認された⁷⁾。こうした状況から2月25日、「実施方法の変更や延期を含め、対応を検討していただくようお願いするものです」という「学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について」が、文部科学省担当課より通知された。次いで、新型コロナ感染拡大の事態を重く見た当時の政府は、同月27日に「子供たちの健康と安全を第一に考え」として、3月2日から春休み期間まで全国の小中学校及び高等学校、特別支援学校（以下学校と略す）に一斉の休校を要請した⁸⁾。

クリエ幼稚園では、以上の動向も踏まえて、様々な計画の中止及び延期の措置をとるとともに、状況によっては休園の措置も考えていく状況が生じてくることもシュミレーションしておく必要がある⁹⁾と判断し、その場合に今後の保育計画及び園運営にどのような支障が出るかを分析し始めていた。そして、万が一休園の措置を採った場合でも、園児及び保護者への動揺をいかに最小限にするか、そのためにも休園措置を採る前にしておかなくてはならないことは何で、どのようにして保護者へ同意を得るかなどを検討し、その事前の取り組みを始めようとしていた。

そのような状況の中の2月27日夜、当時の首相が全国の学校に対して休校要請することを発表した。

保護者及び園児の動揺を考慮して、幼稚園長として即座に園の対応を決断していかなくてはならないと考えた。そのため、翌朝にその提案を教職員や保護者にしていくべく準備をしようとしていた。ところが、その首相会見後間もなく、本学院より市内幼稚園として一斉休園とすることにした旨の指示があったと、教頭から電話が入った。それまで、職員や保護者の合意を確認しながら次の新たな取り組みを始めることを大事に園運営してきた。それだけに「断腸の思い」であることを示して、その夜、3月2日から休園する旨の通知をメール送信した¹⁰⁾。

これまでの経過についても、その後の対応についても、紙幅の都合上これ以上の詳細を文字化することは出来ないが、3月末で卒園した有力な理解者であり協力者でもあったある保護者からは、こうした判断に最後まで納得が得られず、後味が悪いまま3月31日任期満了で幼稚園長を退任することになったこと、任期期間中十分安全に考慮した対応を採ってきたことで、関係者の中で1人も感染者を出さなかったことだけは記しておきたい。

7) 中日新聞2月22日朝刊記事「10歳未満初の確認 埼玉は未就園児」

8) 2月28日文部科学省事務次官通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休校について」

9) 2月25日、保護者向け一斉メールにて、「年長児名古屋市科学館見学」の滞在時間短縮、「おじいちゃん・おばあちゃんサポーターズ」活動の中止を通知した他、同27日（首相会見前）には「新型コロナウイルス感染の件で（その2）」の文書を発出し、園入場者の制限や園児の滞在時間の短縮などの措置を通知した。

10) 保護者向け一斉メール「保護者の皆様にお知らせ」

2. 非常事態時を想定した日常準備

国内における新型コロナ感染は、執筆時の2020年10月末現在（以下現在）においても収まっていないどころか、ヨーロッパでは再び「非常事態宣言」が出される状況である¹¹⁾。しかし日本国内においては、引き続き「3密を避ける」意識が国民に広く浸透されてきた¹²⁾効果によるものと思われるが、爆発的な感染拡大には至っていない。そこで、経済活動を取り戻すことも喫緊の国家課題と認識している政府は、7月末以降様々な「GoToキャンペーン」を展開してきている¹³⁾。

こうした中で学校は、ほぼ通常に近い日常生活に戻ってきている。しかしながら、全国一斉休校要請以前の学校生活に完全に戻せている訳でもない¹⁴⁾。

国家的判断はどのような対応であれ、その後に影響が残ることは当然あり得る。しかし、今回の政府判断の場合、どこまでその影響を最小限に組み止めるために配慮していたのか、あるいは準備がされていたのか、それが十分でなかったのではないかとの声もある¹⁵⁾。

そうした事態が起こらないことがベストではあるものの、自然災害や昨今の国際状況等を踏まえれば、政府が「非常事態」を判断することは今後もないとは言えない。そうした場合に、今回のような混乱もあったと指摘せざるを得ない状況をいかに避けるかを日頃から考え、対処を含む準備を整えておくことが必要であると考え。そのためには、今回の全国一斉休校要請における学校教育あるいは関わる家庭や地域における影響とはどのようなものだったのか、それを検証しておくことが大切であると考えた。

そこで、文部科学省等が発出していた文書、新聞報道や論考、及び学校現場に実際に勤める教職員や、通学させている保護者並びに児童生徒の声が掲載されている教育雑誌等から情報収集し、以下それを整理し論稿していきたい。

3. 教育制度の視点からの検証

(1) 休校判断の検証

政府の休校要請に対して、ごく一部を除く全国で休校判断をした。しかし、なぜ全国のほぼ全ての学校が休校要請を受け入れたのであろうか。そこには、戦後学校教育の中で形

11) 10月12日中日新聞朝刊記事「欧州コロナ第2波 規制続々」

12) 厚生労働省啓発資料「感染症対策」「手洗い」「咳エチケット」「3つの密を避けましょう」、文部科学省学校教育指導資料「新型コロナウイルス感染症の予防」などが活用されている。

13) 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を実行するための2020年度補正予算案を閣議決定したことを受け、7月22日以降、国土交通省が「GoToトラベル」、農林水産省が「GoToイート」、経済産業省が「GoTo商店街」や「GoToイベント」を順次打ち出している。

14) 筆者の関わる現職教員が参加する研究会で聴く状況では、6月4日中日新聞朝刊記事「新しい学校生活模索」に付随して「13市町村の各教育委員会のコロナ」が掲載されている中の「感染防止の工夫」のような事例を、現在も続けている学校がある。

15) 中日新聞2月29日朝刊記事「まず「休校」現場置きざり」、民主教育研究所「コロナ禍と教育」資料集「新型コロナと私たち 子ども・学校・教育・社会」その1からその6まで他

成されてきた、学校管理システムの影響が大きく働いたと推察される。

戦後日本では、「教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきであるという自覚のもとに、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うため」として、「第七条2 第三項に規定する委員を除く委員は、日本国民たる都道府県又は市町村の住民が、これを選挙する。 3 委員のうち一人は、当該地方公共団体の議会の議員のうちから、議会において、これを選挙する。」としていた教育委員会法が、1948（昭和23）年より施行されていた。しかしその後、「地方行政の総合的・効率的運営の障害となっていること、地方財政窮乏化の一因となっていること等」及び「教育委員選挙の低投票率」「党派的对立が持ち込まれる弊害」に要因があったとして¹⁶⁾、1956（昭和31）年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律を新たに制定した。その結果、教育委員会法は廃止され、それに伴って首長による任命制の教育委員会に改められた。

1961（昭和36）年から中学2、3年（悉皆）で行われた全国学力調査は、教育競争による過度な指導等が問題となった¹⁷⁾り、実施に当たっての抗議行動を巡って裁判で争われた¹⁸⁾りしたため、1966年に中止となった。しかし、2000（平成12）年に開始された OECD 加盟国他が参加して行っている「PISA（Programme for International Student Assessment）」と呼ばれている学習到達度調査の結果が、次回2003（平成15）年時点で参加国内における順位を日本が落とし¹⁹⁾波紋を呼んだ。それを受けて2004（平成16）年、当時の文部科学大臣が、「学力向上」の方策として「全国学力調査を実施する」と発言した²⁰⁾。そのことに端を発して、2007（平成19）年に愛知県犬山市を除く全国すべての国公立学校の小学6年及び中学3年生が参加することになった。ところが、その犬山市も2009（平成21）年から参加し、国公立学校においては全国一斉の学力実態調査となった。

以上見た例のようにして、政府方針が教育行政の隅々に至るよう形成されてきた。このことから、今回の政府による休校要請を休校判断の基にした地域が少なからずあった²¹⁾と推察される。

-
- 16) 『立法と調査』2007年1月 No. 263 文教科学委員会調査室 戸田浩史「岐路に立つ教育委員会制度」
 17) 宗像誠也・梅根悟を代表とする文科省学力テスト問題学術調査団『学テ教育体制の実態と問題』（1964年）と浦岸英雄「残酷学力テストはなぜ実施されたか」『園田学園女子大学論文集』第44号を参考にした。
 18) 日本教職員組合が、1961年10月26日に予定されていた全国学力調査を実力阻止する行動をとったことから、逮捕等の刑事処分、懲戒免職等の行政処分を行った。そのことを巡って、旭川地方、札幌高等、最高裁判所で争われた。
 19) 文部科学省「PISA（OECD 生徒の学習到達度調査）2003年調査」
 20) 「平成16年第27回経済財政諮問会議議事要旨」に、「義務教育改革」としての5つの内容のうちの2つ目に「学力向上」を挙げ、その中で、「全国学力テストを実施する」と中山成彬当時文部科学大臣が発言したことが記録されている。
 21) 2月28日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ&A」の、「問1 発症した者がいない地方自治体に対しても、臨時休業を求めるのか。要請であるため、設置者の判断により臨時休業を行わないこともよいのか。春休みまで臨時休業にしないといけないのか。」に

しかし、政府がしたのは「要請」である。要請には拒否権もあることが一般的な解釈である。そのため、「ごく一部」であれ、休校しなかった地域・学校、政府の「3月2日から春休みまで」の休校要請そのままではなく、独自の判断をした地域もあった²²⁾。

学習指導要領第1章総則の「教育課程の編成」及び「学校運営上の留意点」等に、「児童や学校、地域の実態」に適合した教育・学校づくりの視点を示している。1国の中でも、地域は様々な風土や教育環境等の中にある。そのため、全国の学校に要請する場合には、「児童や学校、地域の実態」への配慮が必要である。一方で、その国からの要請に対して、各々の実情等を十分に踏まえて各地域・学校が慎重に検討し、判断していくことが必要である。この双方向がそれぞれに適合するようであることが大切である。そのことが今回改めて示され、問われてもいる²³⁾。

(2) 休校措置による家庭への影響の検証

政府の全国一斉休校要請は、学校に児童生徒を通わせている家庭にも影響を与えた。

その1点目は、休校中の児童生徒の家庭での受け入れ態勢への影響である。深刻な影響を受けたのは、就労のために日中の幼少児を受け入れることが困難な家庭であった。就労する保護者は、急遽その預け入れ先を探さなくてはならなくなった。また、日中在宅している保護者がいる家庭においても、在宅での仕事に影響が出たり、自分のペースで家事等に専念できた保護者が日中在宅することになった我が子への昼食の用意や、学習支援に携わったりすることになった²⁴⁾。

2点目は、とりわけ貧困家庭における食事の確保への影響である。それまで公費補助により低額でも栄養価のある給食で賄っていた昼食を、家庭で用意する必要が出てきた。家庭で昼食を用意ができるほどの生活費が確保できている家庭や、栄養のバランスなどを考えた調理をして昼食を提供できる保護者等がいる家庭が全てではない。よって、昼食を抜きにしたり、買いだめした廉価な食事で済ませたりする児童生徒もいた²⁵⁾。休校期間が長

対して、「その期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません。」としながらも、「基本的には、全国の全ての国公私立の小中高校、特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者に臨時休業を要請しています。」の文を前に置いている。東京都教育委員会「新型コロナウイルスに関する都内公立学校における今後の対応(第49報)」で、「この度、国が方針を変更し、全国一斉の休校を行うこととしたため、都としても、これを踏まえ、原則として3月2日から春休みまでの間、休校とする。」(下線は筆者)ことにしたと明かしている。

22) 文部科学省発表「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における臨時休業の状況について【令和2年3月16日時点】」によれば、全国立学校で100%、公立学校で98.9%、私立学校で97.8%が「臨時休校を実施」していた。しかし、必ずしも政府要請の通りの開始、休校期間だったわけでもなかったことも分かる。

23) 前掲15)に同じ

24) 佐藤智子「親子で試行錯誤した数か月をふり返って思うこと」富塚夏葵「“日常”が一日も早く戻ることを願って」ともに全国学童保育連絡協議会『日本の学童はいく』541号9月1日発行他

25) NPO しんぐるまざあずふおーらむ「一人親家庭への新型コロナウイルス(COVID-19)の影響に関する調査」5月19日発表結果では、全国901人からの回答中438人(48.6%)が「節約のための工夫」

期化することで、児童生徒の食における健康維持が十分できないことによる、健康への影響が懸念された。

3点目は、日中の家庭での過ごし方への影響である。連日、新型コロナの脅威が報道される中で、屋外に出ることに不安を感じる児童生徒及びその保護者がいた²⁶⁾他、「外出自粛」が言われていた中で、屋外で遊んでいよう児童生徒がいたならば警察に通報が入るような状況もあった²⁷⁾。そうすると、家庭のみで過ごさざるを得ない。そうした中で、「時間を持て余す」「スマホに没頭」する児童も多かったようである²⁸⁾。

4点目は、学校への休校要請の影響は、「外出自粛」と連動して、開店自粛や開店時間が抑制されたことによる「新型コロナ不況」によって、閉店・失業せざるを得ない状況も生じさせた²⁹⁾。また、「働き方改革」によって会社等への出勤抑制・在宅テレワークが促進されたり、非正規労働で雇止めになった保護者もいたりする³⁰⁾。保護者の就労状況の変化による生活費の減少は、児童生徒を含む家族の健康面での悪影響や死活問題になりかねない。

5点目は、休校期間中に児童生徒及び保護者が抱えた精神的ストレスである。「外に出られないためストレスが溜まる (小1・神奈川)」「友達と遊びたいけど遊んでいいのかわからない (小2・兵庫)」「外に出て遊ぶとお年寄りに怒られる (小6・東京)」「生活リズムがくずれて心配 (中1・岡山)」「家族がずっといるストレス、バイトができないお金が無い、家にいたくない (高2・宮城)」など³¹⁾、先の見えない不安の中での生活が少なくとも1か月以上は続いた。こうした中で、家庭内DVや、とりわけ女子生徒への性的暴行被害が増えていることが取材・報道されている³²⁾。

として「食費」を挙げている。その抽出コメントの中には「1日1,2食か、食べない日を作り、風呂や水道も使用しないようにしている」「食品の質を下げ、量は変わらないようにしている」「業務用スーパー焼きそば19円で味付けはバターと醤油で済ませる」「お豆腐やもやしなど安く買えるものでかさまししている」「水分でお腹が膨れるようにしてます」などの声が掲載されている。

26) 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン「2020春・緊急子どもアンケート 全体版報告書」5月3日発行には「コロナウイルスがきになって外に出ることが怖い (小2・宮崎)」「ママがパパのマスクがなくてこまってる (小3・佐賀)」「アルコール消毒、マスクが不足し、町や外を出歩くのが不安 (高3・福島)」といった児童生徒の声が掲載されている。

27) 中日新聞5月3日朝刊記事「広がる「自粛警察」」

28) 26)にはまた、「ゲームしても楽しくない。退屈 (小4・東京)」「何をすればいいか、わからない (中3・福島)」「ごろごろしてスマホしてます (高1・北海道)」などの児童生徒の声が掲載されている。

29) 10月29日発表の帝国データバンクによれば、「新型コロナウイルス関連倒産」は、上位順で飲食店、ホテル・旅館、アパレル・雑貨小売店などで、全国計661件及んでいるとされている。

30) 25) 同調査9月23日発表結果では、全国1677人の児童扶養手当受給者の中の34%が「勤務時間減」、12%が「休業」、9%が「解雇」で「仕事への影響」ありとし、「収入への影響 (1-2月との比較)」では58%が「収入減」、12%が「収入が0に」と答えている。さらに、自由記述には「高校に合格出来たとしても、制服代・鞆代・体操着代などを払うことができるのか不安」「トイレは一回一回、流さない」「子どもから言われたが、入塾を諦めた」「夜子供が寝てから、ガールズバーに働きにできるようにした」「やむを得ずもうひとつ新聞配達バイトはじめた」(原文ママ)などの声が掲載されている。

31) 26)に同じ

32) NHK「クローズアップ現代」5月22日「【性暴力を考える vol. 81】あなたの身近にも……新型コロナで高まるリスク」

6点目は、障害児家庭への影響である。介助を必要とする障害児のいる家庭では、「子どもを見る保護者の負担が大きかった」「保護者がイライラすることが多かった」「保護者が仕事を休むのが難しかった」「保護者が仕事をするのが難しかった」「子どもの自傷・他害・パニックが多くなった」と、障害児とともに保護者にも心身のストレスがあった³³⁾。

休校による影響は家庭にも大きく影響することを踏まえ、休校の判断を打ち出す前に、こうした家庭への緊急支援を想定した手立てを組んでおく必要がある。

(3) 休校措置による地域への影響の検証

全国ほぼ全ての学校で休校措置が採られた中で、託児先となった1つが、日常放課後児童支援活動に当たっている学童クラブや児童館等であった。「3密」は避けなくてはならない状況にあったため、利用学年を3年生以下に引き下げるなどの「利用自粛のお願い」措置を採ったり、児童館の一般利用を中止し急速学童保育クラブとして転用する、あるいは学校の空き教室を利用する措置をとったりした³⁴⁾。しかも「外出自粛」期間には、屋外に出ることが憚られる状況であった。こうした制限から、利用したくても利用できない児童が生じ、家庭にこもることになった。感染予防対策として家庭内で過ごさざるを得なかった状況にあったことは致し方がなかった半面、こうした事態も想定して、家庭内で過ごせない家庭状況にある児童の受け皿であるべき地域保育施設を整備し、職員を配置しておくことが、日常的に必要なものである。

また、急な児童の休校措置により、託児に困った医療従事者が勤務に就くことができず、その代替確保も大きな問題となった³⁵⁾。

さらに学校が休校となる中で、学校文化芸術活動を支援しながら生計も立てている児童演劇やオーケストラ従事者が、その機会を相次いでキャンセルされた。現在、様々なイベントで規制緩和されてきたものの、あくまでも入場制限や安全衛生管理の徹底等が万全であることなどが条件となっている。学校文化芸術活動を保障してきた従事者は、今尚十分に活躍できる場が見出せていない³⁶⁾と推察される。このことは、学校文化芸術活動支援従

33) 中日新聞9月30日朝刊記事「障害児の居場所確保を」、同3月1日朝刊記事「障害ある子 親も苦悩」他

34) 川崎みゆき「子どもや保護者を守り、社会の機能を支える一翼として」小野さとみ「必要なことをたしかめあい、共に安心できる生活をつくる」とともに全国学童保育連絡協議会『日本の学童はいく』541号9月1日発行、藤井美保「児童館・学童においての子どもの居場所とは」日本生活教育連盟『生活教育』856号8月1日発行他

35) 日本医師会は休校要請会見の翌2月28日、政府に対して「全国の小中学校等の臨時休業に伴う医療従事者確保に関する要望書」を提出している。

36) 文化庁「文化芸術関係者向けQ&A（新型コロナウイルス関連）」には「Q18. 学校への派遣や巡回公演をしているが、多くがキャンセルとなり、今後の見通しも立たない。芸術団体側が会館費のキャンセル料等を負担する場合もあるが、何か補償などはないのか。」「Q24. 小学校での鑑賞教室公演を行っている創造団体だが、鑑賞教室公演が相次いでキャンセルとなったため、出演を予定していた俳優やスタッフに休業保障をしたいと考えている。この場合、雇用調整助成金の利用は可能か？」などの質問が見られる。

事者だけの問題ではなく、児童生徒の豊かな心や表現力の形成にも影響が出かねない。

また、休校に伴う給食の中止が、給食に関わる業者、酪農家等の生産者にも影響を与えた³⁷⁾。

学校は地域に支えられている。それだけに長期休業は地域に大きな影響を与えかねない。こうした混乱を避けていくためにも、休校要請を判断していく際に、地域における事前調整等の対応が必要であった。

(4) 正確な情報提供・広報の必要

新型コロナは名称の通り「新型」で、未だに特効薬と呼べるワクチンの開発が追いついていないウイルスである。

その新型コロナは、早くから死者が出る猛威をもったウイルスであることが報道されていた。そうした中で、感染クラスターの発生を防止する観点から、夜間に営業していた飲食店等に「営業自粛」が要請された³⁸⁾。ところが、「3密を避ける」ことが営業上すぐにはできない店もあった。そこへ嫌がらせをする状況が生じた。通称「自粛警察」である³⁹⁾。「営業自粛」が解除されてからも、飲食店等では、飛沫感染を抑制するために、店員のマスク着用の徹底やソーシャルディスタンスの確保、換気、使用したもののアルコール消毒の徹底などとして対処している。しかし、「営業自粛」「外出自粛」の影響で、現在も以前の来店者数には至っていないところが多く見られる。そのことから閉店せざるを得なかった店も出てきている。一方で、感染経路は多様化してきており、集団生活（病院や寮など）、会食の機会、職場や家族での感染も見られる。感染経路の多様化は感染源の特定を難しくしている⁴⁰⁾。

そうした中で、新型コロナ感染拡大が医療従事者の中にも見られるようになると、「科学的根拠なく関連付ける悲しい言動」が医療従事者に向けられたり⁴¹⁾、その医療従事者の児童を預かる保育所等で利用を断られたりするケースも生じた⁴²⁾。

また、再開された学校では、児童生徒が運動会や体育祭、修学旅行などの実施を期待する一方で、感染者が出ると中止となるころから、その児童生徒が神経を尖らせたり⁴³⁾、感

37) 日本農業新聞3月6日記事「[新型コロナ] 給食牛乳減産「家で飲んで」」他

38) 小池東京都知事は4月10日会見で、居酒屋を含む飲食店に対して営業時間を午後5時から8時とする要請を行った。

39) 27)に同じ

40) 国立感染症研究所が随時「新型コロナウイルス感染症の直近の感染状況等」を報じている。

41) 日本医師会ニュースポータルサイト「日医 on-line」5月5日には「「ばい菌扱い」「無視や嫌がらせ」「偏見や差別」など、医療従事者への誹謗中傷は決して容認されるべきことではない。しかも、医学的知識のある医療従事者の中にも、新型コロナウイルス感染症に携わる同僚への心無い発言もあると聞くから驚きである。」との記述が見られる。

42) チーム医療推進協議会の5月1日発表「COVID-19による医療従事者の現状—緊急アンケート調査報告（速報）—」には「風評など不当なうわさが流れるなどの扱いを受けた」「登園や保育を拒否された」「子どもが不当な扱いを受けた」「買い物などが拒否された」との回答が見られる。

43) 中日新聞9月4日朝刊記事「コロナ感染なら修学旅行中止」

染しても「秘密に」しておこうとする心理が働いたりする様子⁴⁴⁾も見られた。

こうした一方で政府は、「3密を避ける」ことの徹底を広報することと合わせて、「GoToキャンペーン」を推進している。

現在の状況をどのように見たらよいのか、「with コロナ」が言われる中で新型コロナウイルスをどのように捉えたらよいのか、その不安の中でもどのように生活していけば一定の安心が保たれるのか。これらはすべて「情報」による。その情報の正確さ・信憑性、広報の十分さによって国民は大きな影響を受ける。

ウイルス感染予防・治療対策において一番大事にしなければならないのは、生物・医学の専門家の見地である。一方で、経済活動の維持も国民生活の維持・安定には欠かせない。ここでは経済の専門家の見地が必要である。しかし、事態によってはこの2つは利害で対立することがある。それを1つのテーブルでまとめようとする、まとまるものもまとまらない。これ以上感染を広げないで収束させるためには、生物・医学の専門家からの意見を聞いて生かすとともに、経済を閉塞させないために経済の専門家の意見も聞いて、それも生かす。すなわち、仕分けてともに大事にする政策立案構造が大切であると考えられる。

「情報化社会」においては、情報の信憑性と、正確な情報の普及と活用が決定的に重要である。専門家の知見をしっかりと受け止めて政府は提言をまとめ、それを国民に広報し、実践の先頭に立つことが必要である。そのためにも、国民の理解を得るものとして丁寧な説明し尽くしていく姿勢も重要である。

4. 教育課程の視点からの検証

(1) オンラインによる授業の試みにおける検証

今も少なくない大学でオンライン授業が続いている。本学でも、実技を必要とする科目での対面授業は再開しているものの、その他の演習科目や講義科目についてはオンライン授業が続いている。

そのオンライン授業が導入されることになった4月は、それを経験したことのない教員がほとんどで、どのようにして授業を進めるのか、オンライン上にどうやって教材をアップするのか等が全く分からず、短期間でその仕組みを理解するためにかなりの努力を要した。そうしてやっと開講準備が整ったものの、今度は受講する学生の視聴環境が整っているとは限らないことが分かって、大学はPC等の貸出手配した。それでも、インターネット環境や接続契約の条件によっては視聴が途中で中断するトラブルも起こっている。オンライン授業は、発信元の大学・学校のICT及びインターネット環境等の整備とともに、受信元の学生、児童生徒の家庭におけるICT及びインターネット環境等も整っている状態でなければ成立しない。

44) 同9月1日朝刊記事「コロナ子ども意識調査「感染したら秘密に」3割」

休校措置をとることになった高校以下の学校でも同様のことが問題になった。現在の学校では、教育用コンピュータが1台あたり6.2人、普通教室の校内LAN整備率は87.7%、超高速インターネット接続率（30Mbps以上）84.2%という、ICT及びインターネット環境である⁴⁵⁾。しかも、オンライン授業を実施していくためには、双方向対話を可能にするZoom、Meet、Microsoft Teams等の活用方法を教員も児童生徒及び保護者も習得しなくては推進できない⁴⁶⁾。また、クラス担任が一斉にオンライン授業を進めるのに堪え得る容量のインターネット環境を、学校として整備・契約もしておかなくてはならない。

では、家庭はどうだったのだろうか。総務省2019（令和元）年調査⁴⁷⁾では、インターネット利用率は89.9%、年齢別利用状況では小学生で約80%、中高生では99%である。オンライン授業を展開できるようにしていくためには、保護者の在不在に関わらず家庭で視聴できる状況が100%整備できていなければならない。先の調査では、小学生のインターネット端末の携行率は30%、中高生でも70%代である。また、その世帯年収別の利用状況で見ると、明らかに所得の低いものほど利用率が低い。オンラインで授業がなかなか成立できなかったのも、その背景には各家庭の経済状況が投影していたからであると推察できる。

オンライン授業を実際に行っている筆者としては、そのための授業準備、PCに1日中向き合っていることになるための目や首・肩への負担、学生とのコミュニケーションの欠如、学習態度（定時に授業に参加しメモを取りながら受講するなど）が出来ているのかがつかめない不満・不安を感じつつ、一方の学生にとっては、人間関係を気にせずに受講できる、通学負担が減って有効に時間が使えると良さを語る者もいる。確かに、オンラインでも対話が可能であることの理解が広がったことで、学会等全国の会員との意見交換や会議もできるようになった。

オンライン授業が可能になる条件が双方向で整えば、授業で出会わせたいゲストにオンラインで講話していただいたり、国際化が進む中においてはオンラインで国際交流授業も可能となったりもする。その意味では、部分的であれ、オンライン授業を可能とする環境整備を予算化して進めていくことは必要である。しかし、それは学校における環境整備においてである。

一方で、各家庭にまでその整備を求めていくことは、家庭の自己負担に期待している限りにおいては実質困難である。現在の生計でもやっとの思いでいる困窮家庭は、厚生労働省の調査で見ても決して少なくはない⁴⁸⁾。全家庭でオンライン授業視聴には、相当の国家

45) 文部科学省生涯学習政策局情報教育課2016（平成28）年10月「学校におけるICT環境整備の状況について」

46) 文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況について（6月23日時点）」によれば、デジタル教材が家庭学習で活用できたのは小学校で34%、中学校で36%、高校で51%、オンラインでは同8%、10%、47%であった。

47) 総務省「令和元年通信利用動向調査」5月29日公表結果

48) 厚労省「2019年国民生活基礎調査の概況」では、「子どもの貧困率（17歳以下）は、13.5%」になって

予算による投資で補助しない限り困難である。

さらに、インターネット環境が広がるのに伴って、インターネットモラルの形成も必要である。近年 SNS によって児童生徒が巻き込まれる事件、誹謗中傷でいじめる等の事件が発生⁴⁹⁾したり、インターネットゲーム使用にのめり込んでしまっていたりする児童生徒もいるとされている。

(2) 休校期間中の授業時間における措置の検証

休校期間の授業の保障として、家庭学習に委ねざるを得ない形で、1つには「宿題」と呼ばれている課題学習の推進があった。しかし、これは主に復習を内容とするものである。

もう1つには、教科書の独習による課題学習の推進があった。これはある意味で先行学習となる予習をしていくことになるが、教員がクラスの児童生徒の視点に立って理解を可能とし、その理解をさらに深めるものとして用意している教材・教具なしで、十分理解できたとは言いきれない⁵⁰⁾。しかも、休校延長または分散登校としていた地域においては、新しい教科書も年度当初に入手出来たとは限らない。

その意味で、「宿題」も教科書独習も一定の学習効果はあったものとしたいが、十分なものとは言いきれない。

また、家庭の生活・教育状況によっては、それらの課題に十分応えきれた家庭ばかりだったとは言えないことも推察される⁵¹⁾。

そのため、休校明けの学校では、「授業時間の確保」を時間割の変更、すなわち1日の時間数を一時的に増やしたり、土曜日登校、夏休みの短縮等で補おうとしたりしている⁵²⁾。なぜそうした措置を採ったのか。そこには全国学力調査の実施と結果公表に対する対策の意識が働いていると言える。2020（令和2）年度の実施は見送られた⁵³⁾ものの、早々と翌年の実施が文部科学省から発表されている⁵⁴⁾。

児童生徒の家庭及び地域の生活、余暇の時間の活用も踏まえる中で、今回の全国一斉休校要請のような措置を採る場合には、「児童の実態」「発達の段階に応じて」（学習指導要領）と、どう整合性をつけていくのかの検証も必要である。

いる。

49) 中日新聞10月29日朝刊記事「SOS 誹謗中傷 10代のSOS」

50) 26)には「わからないところがあったらどうすればいいかわからなくて困った（小4・長野）」「同学年の間に学力差が生まれることに関して、何らかの策を講じてほしい（中1・埼玉）」などの声が掲載されている。

51) 26)には「まだ教えてもらってなくて分からない問題があるけど、昼間はお母さんたちがいないので教えてもらえなくて困っている（小6）」などの声が掲載されている。

52) 46)の「学校再開後に行っている又は行う予定の工夫」

53) 4月17日文部科学省総合教育政策局長通知「令和2年度全国学力・学習状況調査について」

54) 教育新聞7月10日記事「[全国学力・学習状況調査] 来年度は5月27日に変更」他で、文部科学省が例年より1か月遅れで2021（令和3）年調査を実施すると発表したことを報じている。

(3) 休校期間中の学習内容の保障における措置の検証

全国の学校では、(2)のような措置をとること及び休校明けの「補習」等で、休校期間中の学習内容を保障しようとしてきている。全国学力調査や進学受験のための対策も意識されれば、学習指導要領にある内容の授業化とその習得、理解の向上に努めなくてはならない。しかし、現在の学習指導要領が児童生徒の学習理解の実態に合うものかを問う声は以前からある⁵⁵⁾。

その上で、地形学的見地から「自然災害の多い国」とされている我が国においては、非常事態の状況がいつ起こるとも限らない。2011年の東日本大震災において流出した宮城県石巻市立雄勝小学校の当時教員であった徳水は、非常事態に遭遇した中での学校再開のあり方として「被災地の復興を担う教育観の転換」を提言している⁵⁶⁾。被災してすぐには開校できないような状況の学校が今後ともないとは言えない。甚大な災害が発生した中では、通常の学習指導要領の内容がそのまま学習できる環境が即座に整備できるとは限らない。また、そうした事態の中で児童生徒が抱える様々な心傷やストレスへのケアを目的とした時間の設定も必要である。児童生徒の学習内容及びその分量を示していく際にも、こうした非常事態時を想定しておき、一定精選しておくこと、ゆとりがあることが改めて必要ではないかと考える。

(4) 入学試験における措置の検証

全国的に休校措置が採られた中で、高等学校や大学進学のための受験対応も問題となった。入試日程を大きく変える措置は受験側も受け入れ側も困難で、一部出題範囲を狭めるなどの措置を採る学校もあるものの、ほぼ予定通り実施される見通しである。

休校期間に差異が生じたことにより、受験生や保護者から不平等を訴える声が出されたことから、以前からあった「9月入学」の話題が一時急浮上してきた⁵⁷⁾。しかし、これに関しては、学制施行以降着々と築かれてきた制度を大きく変えることになることの困難⁵⁸⁾、新たな財源や家計負担⁵⁹⁾、様々な団体からの反対⁶⁰⁾などがあったことから、少なくとも短期間で判断ができる問題でないことを認識して、文部科学省も実施に踏み切るような判断は下さないできている⁶¹⁾。

入学試験のあり方そのものを問う声も踏まえつつ、こうした非常事態が長期化した場合に、現在行われている入学試験をどうするのか、その実施の時期及び実施形態、出題範囲

55) 中日新聞2017（平成29）2月15日朝刊記事「指導要領改訂案 時間捻出 学校に丸投げ」「授業増負担重く」他

56) 徳水博志『震災と向き合う子どもたち』新日本出版社2018年2月 p. 38

57) 中日新聞4月30日朝刊記事「9月入学制急浮上」

58) 同5月18日朝刊記事「9月入学 文科省が課題整理 3案ともに問題点」

59) 同5月23日朝刊記事「9月入学費用は7兆円弱」

60) 新聞報道で日本教育学会、日本PTA全国協議会、教職員組合などが確認できる。

61) 中日新聞5月28日「9月入学 見送りへ」

など、これらを状況によって変更できる環境整備、とりわけ全国一斉に行われている大学共通テストについて、柔軟に対応できる環境整備も進めておく必要がある。

(5) 「主体的・対話的で深い学び」での視点での検証

新型コロナ対策としての「3密を避ける」とともに、使用したものの除菌にかなりの神経を使っている学校もある。そうした衛生管理上の理由から、楽器を使つての演奏活動、多くの児童生徒が集まったの合唱活動、食器や調理具を使用する調理活動、体育器具を使った体育活動などを学校や担任の判断で抑制している状況に、今尚あることを現場の教職員から聞く。また、飛沫感染を抑えることから、顔を向き合わせてのグループ討議も避けられているという証言も聞く⁶²⁾。

2017（平成29）年には小中学校、翌年には高等学校の学習指導要領が改訂された。今回の改訂で強調されたのは「主体的・対話的で深い学び」である。しかし、それが困難な状況になってしまっている。「主体的・対話的で深い学び」においては、実習を含む体験や対話による学習が重要である。ここでも、感染防止ばかりに注視して制限・抑制するのではなく、どのような取り組み方をすれば感染防止しつつ、実習を含む体験や対話による学習が可能なのかを、教育行政として広報・普及する⁶³⁾こと、教師間で交流し合う⁶⁴⁾ことが必要である。

大半の児童生徒は、以前のように友達と活気をもって過ごせる環境、今まで以上に児童生徒にとって活気ある学校を望んでいると思われる。

(6) 幼児への関わりでの検証

「新しい生活様式」⁶⁵⁾を今後とも意識していくことの大切さは広く国民に浸透してきていると言える。しかし、大人の場合には「時と場合」によっては十分安全対策を施した上で、必ずしもそれに囚われない対応を採ることもできる。しかし、筆者が一番懸念するのは、「人格形成の基礎」（幼稚園教育要領第1章総則）にある幼児は、その「時と場合」による行動が採れるほどの多様な人生経験を経していない。

現役の保育者からの証言では、「ソーシャルディスタンス」という単語まで知っている幼児がいるだけでなく、意識的に距離を置いて並ぼうとする幼児、手洗いにあまりにも神経質になっていて、手洗いから次の活動に移ることを納得するまでに、かなりの時間を要する幼児、様々なものに触れることに抵抗感を示す幼児も出てきているという。休校要請

62) 西田佳「3密の中でどうする体育？」山崎隆夫「『音読』禁止！こんなときこそ新たな工夫で」教育科学研究会・中村清二・石垣雅也『コロナ時代の教師のしごと』他関わる研究会での現場教師の声から

63) 文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の学習保障に向けたカリキュラム・マネジメントの取組事例について【令和2年7月31日】」などがある。

64) 様々な教育研究団体でも、出版やオンラインも活用するなどの方法で行っている。

65) 新型コロナウイルスを想定した感染防止のための適切な過ごし方として、5月4日に新型コロナウイルス感染症専門家会議が提言した。

が出された頃の保育園では、乳児を抱っこしたり、抱っこ状態で保育者が声かけしたりするのをやめてほしいと保護者から言われて、担任や園長、保育担当課職員がその対応に困ったという証言も聞いている⁶⁶⁾。

「新しい生活様式」による乳幼児の十分な安全確保に努めるとともに、乳幼児期に欠かせない様々な物や人に関わって豊かな人格を形成していける保育活動を可能な限り保障していくこと、意識的に進めていくことが必要である。

5. 学校環境の視点からの検証

(1) 教室内の児童生徒の学習環境の検証

「3密を避ける」中でも「主体的・対話的で深い学び」を推進していくことを大事にしていきたい。しかし、それを推進していくためには、それを実行可能にしていく環境が整備されなくてはならない。

現在の1教室面積は74m²とされている⁶⁷⁾。加えて、学校設置基準では1学級の人数は40人以下とされている。基準に基づく最小面積で最大人数の児童生徒が在籍しているとすると、1人当たりの面積は1.85m²である。「新しい生活様式」では、飛沫感染防止の観点で空けて置きたい間隔は「(できるだけ) 2m」とされている。1人当たり1.85m²の空間は縦横1.36mで、明らかに日常的に密集状態であり、安全衛生上は危険となる。縦横確実に2mを空けると単純計算4m²が必要で、74m²÷4m²/人=18.4人となる。

教室をいきなり広くすることは、建築構造や敷地面積等のことも踏まえなくてはならないのですぐに実現させるには困難が生じる。その点で実行可能性が高い措置は、1学級定数を、飛沫感染の危険を極力抑止できるだけの間隔がとれる人数に留めることである⁶⁸⁾。

新型コロナの感染予防策として、学級少人数化を進める動きが各地で取り組まれた⁶⁹⁾こと、一定期間とは言え「分散登校」という実質少人数で授業化されたことで、少人数化の良さが国民に浸透した。そうしたことから、文部科学大臣もその必要を明言⁷⁰⁾し、中央教育審議会でも1学級定数の削減が議題になっていると報道されている。

66) 筆者が関わる研究会、幼稚園教育実習・保育所実習先の園での懇談、幼児教育・保育部局担当者との懇談等で聴きとった内容である。

67) 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目による

68) 6月7日にゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会が提言「感染症対策とゆとりある豊かな教育のために少人数学級制の導入を」として、「(1)少人数学級に活用可能な既存定数も活用し、来年度から35人学級を実施すること (2)再来年度以降、全学年の学級上限人数を1人ずつ引き下げ15年間ですべての学級を20人以下にすること (1年に2人ずつなら8年間で実現) (3)その間に教員養成と教室等施設の確保を計画的に進めること」を発表している。

69) 中日新聞5月1日朝刊記事「みよし市学級少人数化へ 再開後の小学校、最大28人」

70) 7月20日教育再生実行会議にて萩生田文部科学大臣は「少人数学級を目指すべきだと個人的には思っている」と語っていることが、同会議の議事録にある。

(2) 日常的な校内衛生管理における検証

登校の際の家庭での検温の他、登校する児童が入校する際にも検温をしている学校がある。また、児童が下校した後に、使用したもののアルコール消毒を徹底している学校もある。それらの措置はインフルエンザ等の感染予防にも効果が現れているようである。

しかし、学校予算が限られているために、流し場に児童生徒に使用の徹底を図りたい除菌液が置かれていない状況を、訪問先でよく見かける。児童生徒の健康と安全を確保しなくてはならない学校において、校内の衛生管理に一層配慮しなくてはならない。しかし、そのためには衛生管理のための費用が十分確保されなくてはならない。校内の衛生管理における行政の十分な財政支援なくしては、とりわけ多くを占める公立学校や経営的に余裕のない私立学校では、実行は困難である。

(3) 心のケアの体制における検証

休校措置がとられてから、不登校状態にあった児童生徒が感染不安から一層その状況が深刻になったり、新たに不登校状態になったりしている状況が見られる⁷¹⁾。また、休校中の様々なストレスから、SNS上でトラブルになったり、そのストレスも原因の1つと考えられるいじめ等の増加も見られたりしている⁷²⁾。

新型コロナ感染による恐怖は、児童生徒の心に少なくない影響を与えている。大人は「with コロナ」を理解できたとしても、社会経験が十分でない発達段階にある児童生徒には脅威は恐怖なのである。

こうした状況下で大切なのは、誰よりも児童生徒の立場に立った対応を優先すべきである。全国学力調査の結果や学習指導要領にある内容をやり尽すことにばかり目を奪われていると、学習者である児童生徒の心情が二次のことになってしまう。それこそ学習活動を展開していくことと、児童生徒の心情を大事にしていくことの双方を重視していく意味での「with」が必要である。

また、新型コロナを正しく理解していく教育を保健体育や総合的な学習の時間等において重視し、日常的に感染防止に努めることを深く理解し実践化できるようにしていくとともに、安全の徹底を図れば今までと同様に様々な活動や体験が可能になるということの理解を促していくことも大事である。

さらにそれらの学習を一斉授業で深めていくだけでなく、1人ひとりの児童生徒の心配や不安に合わせて個別にもフォローできる保健室や相談室活動の充実、そのための学校カウンセラーやソーシャルワーカーなどが常駐できる体制を、学校、さらには行政が整備していく必要があると考える。

71) 同9月1日朝刊記事「名古屋市の小中高 夏休み明け調査 コロナ不安で欠席 のべ2195人」

72) 同10月29日朝刊記事「SNS 誹謗中傷 10代のSOS」